

第9章 構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

9-1. 住民の意向の把握

住民の意向の把握にあたって、国マニュアルによると、市町村構想の策定に際し、あらかじめ構想の案を公表・周知する等、住民の意向の把握に努めることとされている。

住民の意向の把握は、下記の2項目を行うこととしている。

ただし、本町では、前回の既存構想から処理区域の変更がないため、パブリックコメント等は実施しない方針である。

【住民の意向の把握・反映】

- (1) 住民の意向の把握・反映
- (2) 住民への計画（案）の公表

(1) 住民の意向の把握・反映

住民の意向の把握、反映の方法として、以下のようなものがある。

① パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うものである。

パブリックコメントを実施する際は、各種整備手法の位置図やその設定根拠等を開示し、住民の意向の把握を行うこととする。

② 地元住民への説明会

各自治会単位等で説明会を開き、住民の意向を把握する。特に、市町村構想の見直しにより汚水処理整備手法が変更となる住民に対しては、汚水処理サービスを適正に確保すること等について説明を行い、理解を求めることが重要である。

住民説明の実施例としては、各自治会に検討手法を示し、その検討結果について説明を行っている例がある。また、集合処理から個別処理へ計画変更を行う際に、市町村設置型の浄化槽事業を行う旨を説明し、汚水処理サービスが同等のものであることに理解を得た例がある。

③ パブリック・インボルブメント（P I）の実施

パブリック・インボルブメント（Public Involvement）は、公共事業の計画づくりや事業を進める過程で、関係する住民や利用者に情報を公開した上で、広く意見を聴取し、計画づくりや事業実施に住民の意見を反映させるものである。

P Iの目的は、市町村構想の意義や基本方針を住民に周知すること、市町村構想について住民の意見を聴取すること、その意見を反映させること及び住民とのコミュニケーションを図る

こと等が挙げられる。

PIでは、市町村構想の基本的な方針やその根拠、住民の財政的負担等について、パンフレットやインターネットを用いて周知し、アンケートや意見交換会等を行い、住民の意向を聴取し、市町村構想に活かすことができる。

④ 学識経験者を含む委員会の設置等

学識経験者を含む委員会を設置する等、有識者から意見を聴取する場を設け、その審議結果を市町村構想策定に反映させるものである。

学識経験者の専門的な立場からの意見を踏まえることで、第三者の立場からの視点を入れることによる市町村構想の客観性の担保や水環境保全等の専門的な見地からの汚水処理施設整備手法の選定が可能になることが考えられる。

⑤ その他の手法

汚水処理事業に関連するイベントや、地域住民が集まる場（地域集会、出前講座等）を、市町村構想の内容説明や今後の円滑な事業推進のための理解と協力を得る場として活用することが考えられる。

また、汚水処理施設に関するアンケート調査を実施し、住民の意向を把握することで、市町村構想の検討に活かす手法等が考えられる。

(2) 住民への計画（案）の公表

市町村構想（案）の計画図や各事業の対象面積、人口等の基本データ等をホームページや広報誌等により公表・周知することで住民の意向を把握し、これらの結果を考慮した市町村構想を策定することが考えられる。

なお、公表・周知にあたっては、地域住民等に対し、計画案の内容をわかり易く表現することに留意する。

本町では、既存構想からの変更がないため、パブリックコメント等は実施しないものの、住民公表に向けて「生活排水処理基本計画（案）」を次頁のとおり作成する。

生活排水処理基本計画（案）

平成 3 年 4 月 1 日 策定

（平成 4 年 4 月 1 日 一部改定）

（平成 17 年 4 月 1 日 一部改定）

（平成 23 年 4 月 1 日 一部改定）

（平成 28 年 4 月 1 日 一部改定）

（令和 5 年 4 月 1 日 一部改定）

栃木県高根沢町

本町は、栃木県のほぼ中央部で、宇都宮市の12km東北に位置し、東は那須烏山市、西は南流する鬼怒川を挟んで宇都宮市、南が芳賀町、そして北はさくら市に接し、東西10.7km、南北11.5kmで、総面積は70.87km²です。

地勢は大きく4つに区分され、東側は八溝山系の丘陵が南北に連なり、町の地域振興の核となる「元気あっぷむら」が多くの人で賑わい、「自然の森」の整備が進められています。

中央は広大な水田地帯が広がり、その中央部には町の文化、スポーツの総合施設「町民広場」があります。

西側には、JR宝積寺駅を中心に商店街や住宅地が広がり、その南には日本のシリコンバレーと称される「情報の森とちぎ」が立地しています。

西南端は皇室の食料を生産している「御料牧場」や本田技研工業株式会社の工場などが立地しています。

土地利用の状況は、農地が3,981haで約56%を占め、次いで宅地が729haで約10%、山林は463haで約7%の構成になります。また、土地利用計画は、全町都市計画区域の線引きを行い、市街化区域が579haで約8%、市街化調整区域は6,508haで約92%を占めており、農業振興地域は、全町の約84%に当たる5,962haで、そのうち3,720haが農用地区域となっています。

世帯数及び人口は、昭和45年以来年々増加して来ましたが、平成18年をピークに少しずつ減少傾向に転じ、令和4年3月31日現在では12,724世帯、29,247人になっています。

社会経済情勢は、通勤及び通学や商圈等、県都宇都宮市との関わりが非常に大きく、雇用労働者のほぼ3分の2は町外に勤務しています。また、交通及び市場条件は、JR宇都宮線と烏山線、国道4号線が通って宇都宮市さらには首都圏へと繋がりが、極めて恵まれた条件にあります。

生活環境基盤は、農村部のほぼ全域で土地改良事業(全町圃場整備)が実施され、道水路は高水準で改良整備が完了していますが、旧市街地は未整備であることから道路が狭く、地域排水や生活排水にも多くの問題を抱えています。これらに対応するため、平成11年度から区画整理事業に着手し旧市街地の整備を進めています。

上水道(及び簡易水道)については、平成18年度に全町水道整備事業を完了し、令和3年度末の普及率は99.0%となっています。

一方、生活排水の処理は多くの課題に直面しており、農村部においては農業用水や地下水への汚染が、市街地においては処理の方法やその放流先等が問題となっています。

排水処理の状況を地域別に見ると、市街地では一部の区域において、生活雑排水が処理されないまま道路側溝を経て農業用排水路や河川に放流されていたり、宅地内での浸透ますによる処理が行われたりしています。

また、農村部においても水路や河川への直接放流が散見され、生活環境悪化の要因となっています。

このような問題を解消するため、平成2年度から市街地全域を対象として公共下水道事業計画を樹立し排水処理施設の整備を進めています。

また、農村部の集落の中で、集合処理が有利と判断される区域を対象に、農業集落排水処理施設の整備を進め、平成11年度に事業を完了し供用を開始しました。

1. 基本方針

(1) 生活排水の処理に関する基本方針

生活排水処理の適正化を図るため、次により施設の整備を積極的かつ計画的に進めることとします。

ア. 市街化区域においては、区画整理事業との調整を図りながら、公共下水道の整備を進めます。

イ. 市街化調整区域（農業振興地域）においては、集落の規模が大きく比較的人口密度が高い東部台地を中心とした地域は、集合処理が効率的であることから農業集落排水処理施設の整備を進め、平成11年度に事業を完了しています。

それ以外の集落の規模が小さい地域においては、個別処理が有利であることから、合併浄化槽の設置を基本として排水処理の適正化を推進します。

ウ. 単独処理浄化槽を設置している場合は、生活雑排水の適切な処理を推進するため、合併浄化槽への切り替えを指導します。

エ. 新規の宅地造成については、その規模に応じて合併浄化槽を含めた適切な処理施設の整備を指導し、極力地下浸透方式を防止します。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

ア. 本町における公共下水道及び農業集落排水処理施設整備計画は、別図のとおりです。これらの計画は、都市計画（区画整理事業）、社会的条件及び地形等の自然的条件を考慮して、区域及び処理方式を定めたものです。

イ. 合併浄化槽の設置による排水処理を推進する地域は、公共下水道等及び農業集落排水処理施設の計画区域を除いた町全域とします。これは、河川や農業用水の汚染防止と地下水の水質保全を図り、下流域における水の有効な利用を確保しようとするものです。

ただし、公共下水道計画区域であっても、認可区域の指定を受けていない地域は整備までに長期間を要することから、合併浄化槽設置による整備を進めることとします。

2. 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年次は、令和32年とします。なお、中間目標年次は令和8年及び令和17年とします。情勢に大きな変動のあった場合には、必要に応じて見直しを行います。

3. 生活排水の排出状況

(1) 本町における生活排水の排出状況は、下表のとおりです。令和3年度末における計画処理区域内人口29,247人であり、公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設及び合併処理浄化槽等により生活排水の処理が行われています。

公共下水道事業は、仁井田地区が平成2年3月に事業認可を受け、平成6年度に一部供用開始し、平成20年度に処理区全域の整備が完了しました。

一方、宝積寺地区は、平成4年3月に事業認可を受け、平成12年に一部供用を開始しています。

農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設についても、平成11年度に事業を完了しています。

平成2年度からは浄化槽設置整備事業を実施し、合併処理浄化槽の設置を推進しています。平成15年度までは新設数も年々増加していましたが、下水道整備の進捗や人口減少を背景に現在は減少傾向にあります。

なお、単独処理浄化槽は、平成13年4月1日以降新設が認められていないことから年々減少し、公共下水道や合併処理浄化槽に入れ替わっています。

区 分	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和3年度
1 計画処理区域内人口	31,010	30,502	29,918	29,247
(1)水洗化・生活雑排水処理人口	12,513	19,051	21,182	22,895
①コミュニティ・プラント	1,300	0	0	0
②公共下水道	6,136	12,772	13,996	15,147
③農業集落排水施設	1,752	1,743	1,581	1,275
④小規模集合排水処理施設	49	49	40	32
⑤合併処理浄化槽	3,276	4,487	5,565	6,441
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	15,407	10,020	7,089	5,736
(3)非水洗化人口	3,090	1,431	1,647	616
2 計画処理区域外人口	0	0	0	0

※コミュニティ・プラントは下水道へ編入

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア. 現 況

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が実施しています。また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、塩谷広域行政組合の処理施設で処理しています。

イ. し尿・汚泥の排出状況

5の(1)のアの(ウ)の「生活排水の処理形態別内訳」に基づいた、塩谷広域行政組合のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は次表のとおりです。

区 分	現 在 (令和3年度)	目標年度 (令和32年度)
汲み取りし尿	4 8 5 kl/年	0 kl/年
浄化槽汚泥	5, 9 2 1 kl/年	3, 5 1 1 kl/年
合 計	6, 4 0 6 kl/年	3, 5 1 1 kl/年

ウ. し尿・浄化槽汚泥の処理施設

塩谷広域行政組合の処理施設は次のとおりで、しおやクリーンセンターで2市2町(矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町)のし尿等を処理しています。

区 分	処理能力	処理方式	稼働率 (令和3年度)
しおやクリーンセンター	110kl/日	高負荷脱窒素処理方式+高度処理(浅野工事株)	6 6 . 3 0 %

(3) そ の 他

生活排水対策の重要性、浄化槽管理の必要性について、住民の理解を深めるため、継続性を持って定期的に町広報への掲載や、資料の配布等を行います。また、女性団体等に働きかけ、当問題に対する自主的な取り組みを促進します。

4. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

(1) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理主体	備 考
(1)公共下水道	高根沢町	宝積寺・仁井田地区
(2)農業集落排水施設	高根沢町	東部地区
(3)小規模集合排水処理施設	高根沢町	大用地地区
(4)合併処理浄化槽	設置者(管理者)	
(5)単独処理浄化槽	設置者(管理者)	
(6)し尿処理施設	塩谷広域行政組合	2市2町

5.生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

ア. 処理の目標

1の基本方針に掲げたとおり、総ての生活排水を処理することを目標として、地域の実態に適応した処理方式を採用するものとします。

(ア) 生活排水の処理目標

区 分	現在（令和3年度）	目標年度（令和32年度）
生活排水処理率	79.78%	100.0%

(イ) 人口の内訳

（単位：人）

区 分	現 在 （令和3年度）	目標年度 （令和32年度）
1 行政区域内人口	29,247	23,300
2 計画処理区域内人口	29,247	23,300
3 水洗化・生活雑排水処理人口	23,333	23,300

(ウ) 生活排水の処理形態別内訳

区 分	現 在 （令和3年度）	目標年度 （令和32年度）
1 計画処理区域内人口	29,247	23,300
(1)水洗化・生活雑排水処理人口	22,895	23,300
①公共下水道	15,147	18,216
②農業集落排水施設	1,275	607
③小規模集合排水処理施設	32	18
④合併処理浄化槽	6,441	4,459
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	5,736	0
(3)非水洗化人口	616	0
2 計画処理区域外人口	0	0

イ. 生活排水を処理する区域及び人口

本町において、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等による生活排水の処理を検討するために、地域特性、周辺環境、水源地の保全、住民の要望等を踏まえ、各集落のコミュニティを最小単位として区域の設定を行い、それぞれの区域における処理方法は、地域特性や住民要望、経済効率等を考慮し最適な方法を選定しました。

(ア) 施設及びその整備計画の概要

処理方法	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	総事業費
公共下水道	宝積寺市街地	(人) 17,091	平成4~令和8年 (平成12年一部供用開始)	(百万円) 16,432
	仁井田市街地	1,125	平成20年度 整備完了	2,123
農業集落排水	東部地区	607	平成11年度 整備完了	3,069
小規模集合 排水処理	大用地地区	18	平成11年度 整備完了	55
合併浄化槽	その他の地区	4,459	平成2年~	3,946

9-2. 進捗状況の見える化

進捗状況等の見える化にあたって、国マニュアルによると、『汚水処理事業を進めていく上では、汚水処理施設の整備の進捗のみならず、個別処理施設の維持管理等、住民等の理解と協力を得ることが重要となる。そのため、策定した市町村構想の客観性・透明性の確保や、市町村構想の着実な実行のため、市町村構想の内容や目標に対する進捗状況を公表するといった、市町村構想の見える化を図る。なお、市町村構想の見える化を図るための取り組み事例が国マニュアルの「Ⅱ 事例集」に掲載されているので参考にされたい。

策定した市町村構想については、ホームページや広報紙での公表する、パンフレットを作成して配布する等、広く周知できる方法により、住民へ積極的に情報提供を図る。

なお、市町村構想策定時においては、計画図や各事業の対象面積、人口等の基本データの他、進捗管理のためのベンチマーク（指標）の目標値や整備計画についても公表し、その後は、目標達成に向け、ベンチマーク（指標）を基にした進捗状況を定期的（例えば、1年毎等）に公表していくものとする。

なお、国マニュアルの「Ⅲ 資料編 資料-4」にベンチマーク（指標）の一覧が掲載されているので参考とされたい。』とされている。

本町では、アクションプランを策定後、国に提出し、HP 等による公表を行う予定であり、今後、汚水処理施設整備の進捗状況に応じて定期的に公表していく方針である。